

ウ. 地方公共団体における審議会

① 都道府県の審議会

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1						
	都道府県合計						
	審議会等数	うち女性委員を含む 審議会等数	委員総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
平成 18 年	1,488	1,415	36,946	9,563	27,383	25.9	74.1
平成 19 年	1,461	1,381	35,586	9,544	26,042	26.8	73.2
平成 20 年	1,483	1,421	36,856	10,214	26,642	27.7	72.3
平成 21 年	1,571	1,504	37,812	10,577	27,235	28.0	72.0
平成 22 年	1,574	1,505	38,028	10,756	27,272	28.3	71.7
平成 23 年	1,584	1,505	37,795	10,796	26,999	28.6	71.4
平成 24 年	1,540	1,460	37,212	10,734	26,478	28.8	71.2
平成 25 年	1,540	1,473	37,508	11,054	26,454	29.5	70.5
平成 26 年	1,551	1,480	37,205	11,271	25,934	30.3	69.7
平成 27 年	1,667	1,561	38,141	11,688	26,453	30.6	69.4

② 政令指定都市の審議会

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1						
	政令指定都市合計						
	審議会等数	うち女性委員を含む 審議会等数	委員総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
平成 18 年	233	215	11,219	3,207	8,012	28.6	71.4
平成 19 年	295	273	13,906	3,864	10,042	27.8	72.2
平成 20 年	282	269	13,932	3,945	9,987	28.3	71.7
平成 21 年	295	284	14,421	4,186	10,235	29.0	71.0
平成 22 年	307	301	14,777	4,341	10,436	29.4	70.6
平成 23 年	319	310	14,759	4,386	10,373	29.7	70.3
平成 24 年	324	318	15,303	4,605	10,698	30.1	69.9
平成 25 年	337	329	15,520	4,775	10,745	30.8	69.2
平成 26 年	345	335	15,554	4,807	10,747	30.9	69.1
平成 27 年	334	327	15,539	4,833	10,706	31.1	68.9

③ 市区町村の審議会（政令指定都市も含む）

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1						
	市区町村合計						
	審議会等数	うち女性委員を含む 審議会等数	委員総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
平成 18 年	35,456	27,412	513,494	116,089	397,405	22.6	77.4
平成 19 年	38,129	29,847	561,118	123,915	437,203	22.1	77.9
平成 20 年	38,758	30,446	564,359	126,366	437,993	22.4	77.6
平成 21 年	39,017	30,889	565,453	129,675	435,778	22.9	77.1
平成 22 年	38,415	30,494	556,669	129,149	427,520	23.2	76.8
平成 23 年	38,393	30,497	553,672	130,301	423,371	23.5	76.5
平成 24 年	38,826	31,069	556,156	132,921	423,235	23.9	76.1
平成 25 年	40,310	32,529	570,347	138,689	431,658	24.3	75.7
平成 26 年	41,494	33,954	581,850	146,499	435,351	25.2	74.8
平成 27 年	42,626	35,191	590,493	151,050	439,443	25.6	74.4

資料出所: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(注) 1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会について集計。各年4月現在。
2. 本表の審議会数の数値には、対象の審議会等であっても調査時点で設置されていない、又は委員の任命を行っていない審議会等は含まれない。